

熊野川減災協議会 市田川大規模内水対策部会 規約

(名称)

第1条 この会議は、「熊野川減災協議会（以下「協議会」という。）」内に設置する「市田川大規模内水対策部会（以下「部会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 部会は、市田川沿川における内水被害の発生について、国、県、市が連携・協力して発生状況の確認及び原因を究明するとともに、被害軽減のための対策案を立案することを目的とする。

(部会の構成)

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を部会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 部会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について部会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第5条 部会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を部会へ報告することにより公開と見なす。

(部会資料等の公表)

第6条 部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

2 部会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 部会の庶務を行うため、紀南河川国道事務所調査課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、平成30年1月22日から施行する。

別表 1 (部会委員)

近畿地方整備局

紀南河川国道事務所長

気象庁

和歌山地方気象台長

和歌山県

県土整備部長

新宮市

市長

別表 2 (幹事会)

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所

副所長

気象庁 和歌山地方気象台

防災管理官

和歌山県 県土整備部 河川・下水道局
東牟婁振興局

河川課長
新宮建設部長

新宮市

建設農林部長
総務部参事

消防本部

消防長